

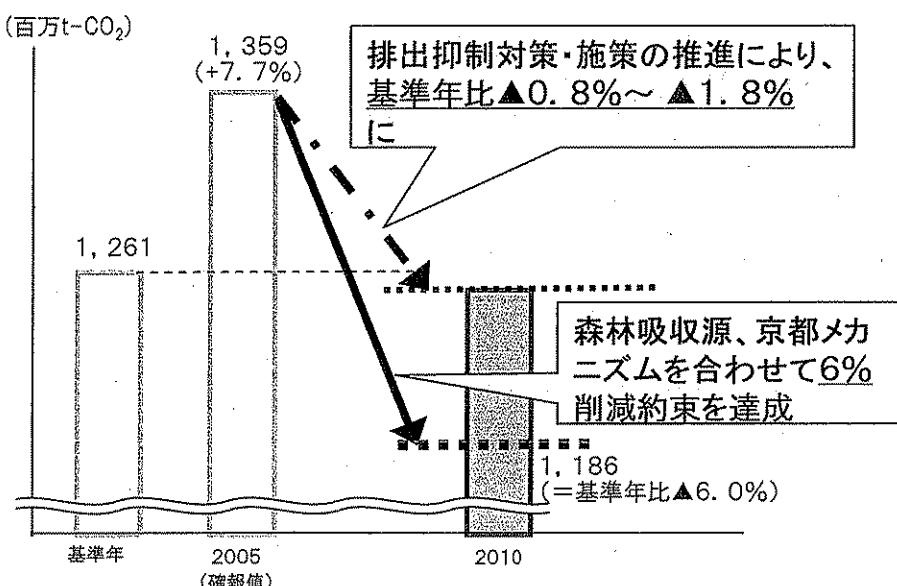
新しい京都議定書 目標達成計画について

平成20年4月18日

林野庁

京都議定書目標達成計画(全部改定)の概要

○2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



※本年2月の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告では、現行対策のみでは2,200～3,600万t-CO₂の不足が見込まれるもの、今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、約3,700万t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- トップランナー機器等の対策
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底
- 自動車の燃費の改善
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- 新エネルギー対策の推進

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安(注)	
	百万t-CO ₂	基準年総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076～1,089	+1.3%～+2.3%
産業部門	424～428	-4.6%～-4.3%
業務その他部門	208～210	+3.4%～+3.6%
家庭部門	138～141	+0.9%～+1.1%
運輸部門	240～243	+1.8%～+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239～1,252	-1.8%～-0.8%

(注)排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
- さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化

京都議定書目標達成計画

(平成17年4月28日 策定)

(平成18年7月11日 一部改定)

平成20年3月28日 全部改定
(閣議決定)

目 次

<u>はじめに</u>	1
<u>第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向</u>	6
<u>第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向</u>	6
<u>第2節 地球温暖化対策の基本的考え方</u>	7
<u>第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標</u>	10
<u>第1節 我が国の温室効果ガスの排出状況</u>	10
<u>第2節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標</u>	11
<u>第3節 個々の対策に係る目標</u>	19
<u>第3章 目標達成のための対策と施策</u>	20
<u>第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割</u>	20
<u>第2節 地球温暖化対策及び施策</u>	23
<u>1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</u>	23
(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策	23
①エネルギー起源二酸化炭素	23
ア. 低炭素型の都市・地域構造や社会経済システム の形成	26
イ. 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策	29
A. 産業部門（製造事業者等）の取組	29
B. 業務その他部門の取組	35
C. 家庭部門の取組	41
D. 運輸部門の取組	43
E. エネルギー転換部門の取組	48
②非エネルギー起源二酸化炭素	52
③メタン・一酸化二窒素	53
④代替フロン等3ガス	55
(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策	57

<u>2. 横断的施策</u>	5 9
(1) ポリシーミックスの活用	5 9
(1-1) 経済的手法	5 9
(1-2) 国内排出量取引制度	5 9
(1-3) 環境税	6 0
(2) 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し	6 0
(3) サマータイムの導入	6 0
(4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	6 0
(5) 事業活動における環境への配慮の促進	6 0
(6) 国民運動の展開	6 1
<u>3. 基盤的施策</u>	6 4
(1) 気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス 排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備	6 4
(2) 地球温暖化対策技術開発の推進	6 4
(3) 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化	6 6
(4) 地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進	6 6
<u>第3節 特に地方公共団体に期待される事項</u>	6 9
<u>第4節 特に排出量の多い事業者に期待される事項</u>	7 1
<u>第5節 京都メカニズムに関する対策・施策</u>	7 2
<u>第4章 地球温暖化対策を持続的に推進するために</u>	7 8
<u>第1節 京都議定書目標達成計画の進捗管理</u>	7 8
<u>第2節 国民の努力と技術開発の評価方法</u>	8 2
<u>第3節 推進体制の整備</u>	8 3
<u>おわりに</u>	8 4

別表1 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

別表2 非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧

別表3 メタン・一酸化二窒素に関する対策・施策の一覧

別表4 代替フロン等3ガスに関する対策・施策の一覧

別表5 温室効果ガス吸収源対策・施策の一覧

別表6 横断的施策

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

① 森林吸収源対策

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき2006年9月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた取組を通じ、森林吸収量の目標である1,300万t-C(4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.8%)の確保を図る必要がある。

森林吸収量については、これまでの水準で森林整備が推移するものとして試算した結果、目標達成のためには、2007年度から6年間にわたり、毎年20万haの追加的な間伐等の森林整備を実施する必要がある。したがって、このための措置が課題となっており、横断的施策の検討も含め、政府一体となつた取組及び地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要である。

このため、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進することとし、横断的施策の検討状況等も踏まえつつ、新たに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の制定や、2007年度から6年間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を幅広い国民の理解と協力の下に展開するなど以下に示す施策を通じ、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進する。

○健全な森林の整備

- ア 新たな法制度等による追加的な間伐等の森林整備対策
- イ 団地的な取組の強化や間伐材の利用促進等による効率的かつ効果的な間伐の推進
- ウ 長伐期・複層林への誘導
- エ 造林未済地を解消するための対策
- オ 森林整備の基幹的な担い手の確保・育成

○保安林等の適切な管理・保全等の推進

- ア 保安林制度による転用規制や伐採規制の適正な運用及び保安林の計画的指定並びに保護林制度等による適切な森林保全管理の推進
- イ 山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業の計

画的な推進

- ウ 森林病害虫や野生鳥獣による被害防止・防除対策、林野火災予防対策の推進
- エ 自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の保全管理の強化

○国民参加の森林づくり等の推進

- ア 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた、企業等による森林づくりの参加促進を始めとする、より広範な主体による森林づくり活動の推進
- イ 森林ボランティア等の技術向上や安全体制の整備
- ウ 森林環境教育の推進
- エ 国立公園等における森林を含めた動植物の保護等を行うグリーンワーカー事業の推進

○木材及び木質バイオマス利用の推進

持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに、化石燃料の使用量を抑制し二酸化炭素の排出抑制にも資する、再生産可能な木材の積極的な利用を図るため、以下の措置を講ずる。

- ア 住宅や公共施設等への地域材利用の推進
- イ 地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るための消費者対策の推進
- ウ 消費者ニーズに対応できる川上から川下まで連携した生産・流通・加工体制の整備
- エ 林地残材の効率的かつ低成本な収集・運搬システムの確立とエネルギー・や製品としての利用の推進

「京都議定書目標達成書」の森林吸収源対策部分の新旧対照表

新計画	旧計画
<p>第3章 目標達成のための対策と施策</p> <p>第2節 地球温暖化対策及び施策</p> <p>1. 溫室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p> <p>(1) 溫室効果ガスの排出削減対策・施策 【省略】</p> <p>(2) 溫室効果ガス吸収源対策・施策</p>	<p>第3章 目標達成のための対策と施策</p> <p>第2節 地球温暖化対策及び施策</p> <p>1. 溫室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p> <p>(1) 溫室効果ガスの排出削減対策・施策 【省略】</p> <p>(2) 溫室効果ガス吸収源対策・施策</p>

① 森林吸収源対策

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき2001年10月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の發揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標どおりに計画が達成された場合、京都議定書第3条3及び4の対象森林全体で、森林經營による獲得吸収量の上限値（4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.9%）程度の吸収量を確保することが可能と推計される。

森林吸収量については森林・林業基本計画に基づく推計であり、今後、算定方法等について精査、検討が必要である。また、現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合について推計すると、確保できる吸収量は基準年総排出量比3.9%を大幅に下回ると見込まれる。

森林経営による獲得吸収量の上限値を確保するためにには、森林整備等を一層推進することが重要である。したがって、このための措置が課題となつた場合と、森林整備、木材供給、政府一体となり、横断的施策の検討も含め、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要である。

このため、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進することとし、横断的施策の検討状況等も踏まえつつ、新たに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の制定や、2007年度から6年間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進運動」を幅広い国民の理解と協力のもと展開するなど以下に示す施策を

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき2001年10月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の發揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標どおりに計画が達成された場合、京都議定書第3条3及び4の対象森林全体で、森林經營による獲得吸収量の上限値（4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.9%）程度の吸収量を確保することが可能と推計される。

森林吸収量については森林・林業基本計画に基づく推計であり、今後、算定方法等について精査、検討が必要である。また、現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合について推計すると、確保できる吸収量は基準年総排出量比3.9%を大幅に下回ると見込まれる。

森林経営による獲得吸収量の上限値を確保するためにには、森林整備等を一層推進することが重要である。したがって、このための措置が課題となつた場合と、森林整備、木材供給、政府一体となり、横断的施策の検討も含め、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要である。

このため、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進することとし、横断的施策の検討状況等も踏まえつつ、新たに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の制定や、2007年度から6年間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進運動」を幅広い国民の理解と協力のもと展開するなど以下に示す施策を

通じ、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を宣民一体となって着実かつ総合的に推進する。

- | | | | | |
|--|---|--|--|---|
| ○健全な森林の整備
ア 新たな法制度等による追加的な間伐等の森林整備対策
イ 地域的な強化や間伐材の利用促進等による効率的かつ効果的な間伐の推進
ウ 長伐期・複層林への誘導
エ 造林未済地を解消するための対策
オ 森林整備の基幹的な担い手の確保・育成 | ○健全な森林の整備
ア 団地的な取組の強化や間伐材の利用促進等による効率的かつ効果的な間伐の推進
イ 長伐期・複層林への誘導
エ 造林未済地を解消するための対策
オ 森林整備の基幹的な担い手の確保・育成 | ○保安林等の適切な管理・保全等の推進
ア 保安林制度による転用規制や伐採規制の適正な運用及び保安林の計画的指定並びに保護林制度等による適切な森林保全管理の推進
イ 山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業の計画的な推進
ウ 松くい虫を始めとする森林病害虫や野生鳥獣による被害防止・防除対策、林野火災予防対策の推進
エ 自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の保全管理の強化 | ○国民参加の森林づくり等の推進
ア 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた、企業等による森林づくりの参加促進を始めとする、より広範な主体による森林づくり活動の推進
イ 森林がランティア等の技術向上や安全体制の整備
ウ 森林環境教育の推進
エ 国立公園等における森林を含めた動植物の保護等を行うグリーンワーカー事業の推進 | ○木材及び木質バイオマス利用の推進
ア 持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに、化石燃料の使用量 |
|--|---|--|--|---|

ア イ エ	地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るための消費者対策の推進	住宅や公共施設等への地域材利用の推進	抑制し二酸化炭素の排出抑制にも資する、再生産可能な木材の積極的な利用を図るため、
ア イ エ	加工体制の整備	加工体制の整備	加工体制の整備
ア イ エ	林廃材等の効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立とエネルギーや製品としての利用の推進	消費者ニーズに対応できる川上から川下まで連携した生産・流通	抑制し二酸化炭素の排出抑制にも資する、再生産可能な木材の積極的な利用を図るため、
ア イ エ		・加工体制の整備	住宅や公共施設等への地域材利用の推進

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

課題

追加的な間伐の実施の確保

- 森林吸收目標1,300万炭素トンの達成に向けて、平成19年度から6年間、現状の年間の35万haの間伐に加え、毎年20万haの追加的な間伐を行い、合計330万haの間伐を実施することが必要

造林未済地等における造林の推進

法系のスキーム

農林水産大臣による「基本指針」の策定

- ◆ 農林水産大臣は、特定間伐等の実施の促進に関する「基本指針」を策定する。

※ 特定間伐等＝森林の間伐又は造林で平成24年度末までの間に実施するもの

都道府県知事による「基本方針」の策定

- ◆ 都道府県知事は、基本指針に即して、特定間伐等の実施の促進に関する「基本方針」を策定できる。

市町村による「特定間伐等促進計画」の策定

- ◆ 市町村は、基本方針に即して、特定間伐等の実施の促進に関する計画を策定できる。

- 市町村計画には、計画の区域、特定間伐等の実施主体・時期等を、実施主体の同意を得て記載
- 特定間伐等を実施しようとする者は、市町村計画の案の作成について市町村に提案することが可能

効果

- ①法定交付金の交付
(市町村)
- ②地方債の特例×
(都道府県・市町村)
- ③森林法の伐採届出の特例

※追加的に実施される間伐等を対象

各段階における取組の強化による間伐等の促進

京都議定書の第1約束期間における森林吸収目標の達成に寄与

美しい森林づくり推進運動について

経緯

- 19年 2月 9日 開発懇談会での総理指示
「政府一体となって『美しい森林づくり』に取り組んでいく必要がある！」
- 2月23日 内閣官房長官による会合
- 3月29日 第1回関係省庁連絡会議（議長：内閣官房副長官権）
6月 1日 第1回「美しい森林づくり全国推進会議」（代表：出井伸之クオナタムリープ（株）代表取締役）の設立
- 6月 2日 地球温暖化対策推進本部
- 7月 6日 第2回関係省庁連絡会議
- 10月 2日 「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」において、森林吸収源対策として「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を決定
- 7月 7日 国民対話「若林大臣と語る希望と安心の国づくり」
- 10月 9日 「美しい森林づくり～国民一人ひとりが支える森林吸収源対策～」をテーマに公募による参加者と意見交換

推進体制

美しい森林づくりのための関係閣僚による会合

○官房長官主導により必要に応じて開催
○運動の基本方針の決定

○政府全体で取組むメッセージを国民に発信

「美しい森林づくり推進国民運動」に関する関係省庁連絡会議

（関係省）
○内閣官房 ○総務省 ○文部科学省
○厚生労働省 ○経済産業省
○国土交通省 ○環境省 ○農林水産省

農林水産省「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部

○本部長：農林水産大臣

運動目標

- ① 毎年55万ha、計330万haの間伐を推進（京都議定書森林吸収目標の達成）
- ② 更に、100年先を見据え長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化等多様な森林づくりを推進

取組状況

- ① 在村森林所有者への呼びかけ
・不在者の所在の確定と、ふるさと森林会議への参加
・要請（全国27か所）
・司法書士団体との連携（全国19,000会員対象）
- ② 民間企業に対する協力の呼びかけ
・全国推進会議のHPを活用した情報提供
・CSR活動を掘り起こす企業訪問
・間伐材の利用拡大に向けた取組を推進
（シンポジウム、間伐・間伐材利用コンクール）
- ③ 農山村地域での運動の展開
・団塊世代の森林所有者への施業研修会の開催（現在11道県）
・施業意欲が低下した森林所有者への働きかけ
（現在全国で35グループが実施）
・農業新聞を活用した呼びかけ（10月16日）
- ④ 広報・イベントの展開
・「美しい森林づくりニュース」発行（10万部を突破）
・各種メディア等で特集（省庁報「affi」、林野、インターネットTV）
・「ふるさと食品全国フェア」など他部局との連携
- ⑤ 省幹部による全国キャラバン
・都道府県が主催する植樹祭等への参加（8県）
・地方推進組織設立行事への参加（選大臣政策室（梅木）10月16日等）
・全国育樹祭開闢意見交換会の開催（若林大臣（熊本）11月3日、4日）
・国民対話（若林大臣と語る希望と安心の国づくり）の開催（若林大臣（京都）12月9日）
- ⑥ 国有林における取組
・全国子どもサミット等、各種イベント等の機会を通じた運動のPR（延べ5万人以上が参加）
・運動の機会を通じた運動のPR

(参考)

京都議定書目標達成計画の改定作業 (過去1年における作業経緯)

平成19年

- 5月25日：地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会
　　合同会議
　　(林政審議会より有馬会長、櫻井会長代理が出席)
- 5月29日：地球温暖化対策推進本部(第16回)(総理、全閣僚)
　　—京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検—
- 8月10日：中央環境審議会・産業構造審議会合同会合による
　　中間報告(公表)
- 10月 2日：地球温暖化対策推進本部(第17回)(総理、全閣僚)
　　—京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基
　　本方針の決定—
(※中環審・産構審合同会合による合計30回の検討・審議)

平成20年

- 2月 8日：中央環境審議会・産業構造審議会合同会合による
　　最終報告(公表)
- 2月28日：地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会
　　合同会議
　　(林政審議会より有馬会長、櫻井会長代理が出席)
- 2月29日：地球温暖化対策推進本部(第18回)(総理、全閣僚)
　　—パブリック・コメント前の改定案の決定—
- 3月 1日～21日：パブリック・コメント
- 3月28日：地球温暖化対策推進本部(第19回)(総理、全閣僚)
　　：閣議決定
　　—新しい京都議定書目標達成計画の閣議決定—